

第 43 回 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会議事録

●平成 28 年 7 月 26 日(火) 15:00～17:20、上尾市文化センター

【議事結果】

- ① 調査で把握されない生物種に関する情報収集は生態系モニタリング専門委員会で提案された内容で開始することを了承する。
- ② 今年度施工する下池の工事用道路と掘削土砂の仮置き場所の案について了承する。
- ③ 全体構想の目標種を示す生態系ピラミッドへのコウノトリの追加や、コウノトリが利用できる環境を創出するため整備地で現計画よりもさらに深く掘削する場所を設ける等の意見が出た。コウノトリを対象とした整備の検討については、維持管理・環境管理専門委員会で議論し、全体構想変更等も含め早急に協議会で議論する必要がある。
- ④ 全体構想書および実施計画の内容変更に関しては、河川整備計画で示されている調節池事業の内容を踏まえて、検討する必要がある。
- ⑤ 寄付金等の取扱いに関する協議会設置要項の改正と寄付基金等の細則については、原案の文章表現を一部修正の上で了承する。施行の案は平成 29 年 1 月 1 日とするが、細則で示される「寄付金等管理事務局」は未定である。
- ⑥ 資金の運用は、次年度の事業計画の内容や、概算の予算を示し、協議会で了承を得ることとする。なお、予定の収入が得られなかった場合や、事業内容の変更については、予算の改定を行うことで対応する。改定については、メールでの確認も可とする。
- ⑦ 河川改修に伴う表土受け入れについては、無条件に受け入れるのではなく、どこからどのようなものをどこに持ち込むかについて、個別に可否判断をすることとする。
- ⑧ 今年度の秋イベントの企画(案)と助成金の申請内容について了承する。
- ⑨ HP について、①活動情報発信部分を Facebook に変更して現 HP に組みこむこと、②Facebook の情報発信担当を竹内委員とすること、③協議会開催やイベント開催などの情報は公式発表と以降に発信すること、④その他の情報（生物の確認情報など）については関係する委員会等に限定した発信によって確認を得てから公開発信すること、を了承する。

【主な議事内容】

◎協議事項

●第 42 回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会議事録

(質疑応答無し)

●生態系モニタリング専門委員会の活動

- ・ 生物種についての情報収集は生態系モニタリング専門委員会で合意された内容で開始する。
- ・ 工事用道路と掘削土砂の仮置き場所の案について了承する。
→掘削箇所は竹類が繁茂しているため、掘削後に再繁茂しないような対策を検討する。

●維持管理・環境管理専門委員会の活動

- ・ 太郎右衛門地区の近傍に野田市が放鳥したコウノトリが飛来した。太郎右衛門地区の自然再生事業の「総合的な目標」としてはどうか。そのためには、今の整備地よりももう少し深く掘削することが必要と考えられる。
 - 全体構想の目標種を示す生態系ピラミッドにはもっと水辺の鳥類を入れたい。
 - 全体構想の目標種を示す生態系ピラミッドにある「サクラソウ」については、「サクラソウ群落」とした方が良い。
 - 全体構想は協議会で合意して作成したもので、これまでの取り組みはこれに基づいて進めてきたものである。作成してから時間が経って、周辺状況が変われば見直すことはありえるが、簡単に変えるべきものではない。
 - 全体構想をどうするかは、これまでの整備の結果を検証して考えたい。
 - 今後の自然再生事業をどのように進めるかについては、調節池事業の内容も踏まえた上での検討が必要である。
 - 全体構想を見直すかどうかについては、維持管理・環境管理専門委員会でまずは検討し、次回以降の協議会で議論することとする。
- ・ オオブタクサについては、今回のイベントで少人数の割には効果があって良かったが、6月末では大きく育っていて抜くのが大変である。一年草であるので、種子をつける前の8月後半に「刈る」のが作業も楽で効果があって良い。
- ・ ミドリシジミの観察は、条件が良くて良かった。
- ・ 寄付金等の取扱に関する協議会設置要項の改正と細則の設置については、原案の文章表現を一部修正の上で了承する。施行は平成29年1月1日とする。「寄付金等管理事務局」の設置場所については保留とする。
 - 設置要綱の新第19条の第2項の文章は「2 前項の場合、使途を明確にした予算を作成し、協議会で合意を得るものとする。」とする。
 - 運用にあたっては、次年度の事業計画を項目ごとの概算費用を示す形で作成し、予定通り実施したものは領収書添付の上で報告し、たとえば助成金を見込んで計画しても助成が得られなかった事業などについては中止してその経緯を報告するというかたちとする。
 - 事業計画の細部は、計画案が作成された段階で協議会の承認を得ることとし、その方法はメールでも可とする。
- ・ 河川改修に伴う表土受け入れについては、どこからどのようなものをどこに持ち込むかについて、個別に可否判断をすることとする。

●広報WGの活動

- ・ 秋イベントの企画(案)と助成金の申請内容について了承する。
- ・ HPについて、①活動情報発信部分をFacebookに変更して現HPに組みこむこと、②Facebookの情報発信担当を竹内委員とすること、③協議会開催やイベント開催などの情報は公式発表と同時に発信すること、④その他の情報(生物の確認情報など)については関係する委員会等に限定した発信によって確認を得てから公開發信すること、を了承する。

以上